

内閣府

1. 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（内閣府）

（内閣府から厚生労働省への事務移管等について）

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行に伴い、内閣府において、関係行政機関（促進法上、法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいうとされる）及び裁判所を含めた関係機関と緊密な連携をとりつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、総合的な取組を推進しているところである。また、促進法第23条第1項に基づき、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

平成29年度現在、内閣府が担っている事務は、促進法の附則に基づき、平成30年度より厚生労働省へ移管されることになる。具体的には、平成30年4月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しつつ、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備することとしている。

（国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について）

国の基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」ことが施策目標として掲げられている（基本計画p.4参照）。この目標を達成するためには、すべての市町村において、

○必要に応じ市町村圏域を超えた広域対応も視野に入れつつ、権利擁護支援のニーズを把握し成年後見制度の利用が必要な人を確実にその利用につなげる地域連携ネットワーク・中核機関の整備 及び

○そのニーズに対応する観点から、市民後見人・法人後見の担い手等の育成等の施策を推進することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度においては、地方交付税措置として、市町村の計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う

中核的な実施機関の運営に要する費用に当てていただくための成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内の調整が進められており、各自治体においては、上記取組を本格化することが強く求められることとなる。

上記の財政的な支援措置の調整に加え、国としては、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度厚生労働省老健局の老人保健健康増進等事業において、全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（仮称）を検討してきたところであり、作成でき次第、公表される予定である。

(基本計画における都道府県の役割について)

中核機関や地域連携ネットワークの整備は、国の基本計画上は市町村の業務と位置づけられているが、これらの業務は都道府県を基本単位とする家庭裁判所や司法・福祉の専門職団体との密接な連携の下進める必要があること等から（基本計画p. 22参照）、促進法第24条（都道府県の講ずる措置）を踏まえ、都道府県による援助が非常に重要である。

国の基本計画においても、都道府県は、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、

○各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する

○特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める

○各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う

○都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

などの対応が求められているところである（基本計画p. 22参照）が、促進法施行後、都道府県としての取組には大きな差がみられるところである。

(都道府県における当面の取組について(平成30年度における施策推進に向けて))

当面、都道府県におかれては、上述した平成29年度及び平成30年度における国の動きに即応し、平成30年度において各市町村における取組が着実に推進されるよう、以下の取組を進めていただくようお願いする。

①都道府県内・市町村内における施策推進体制等の整備

都道府県内における施策取りまとめ・各事業推進の役割分担等が未だ決まっていない都道府県にあつては、速やかに、施策取りまとめ等の役割分担(施策推進体制)を決定いただきたい。

また、各都道府県下の市町村に対しても、早期に各市町村内における役割分担を調整し、施策推進体制を整備するよう、ご指導をお願いしたい。

②中核機関の設置に向けた市町村の取組の側面支援

上述した国の財政措置及び技術的支援(「手引き」)を踏まえ、各都道府県下の市町村に対し、できる限り速やかに中核機関の設置の方針(市町村直営か委託か、市町村単独設置を目指すか複数市町村による共同設置を目指すか等)につき検討を進めるよう、ご指導をお願いしたい。

なお、中核機関設置準備会の運営費用等についても、厚生労働省老健局の補助事業(認知症総合戦略推進事業)において補助対象とされているので、了知ありたい。

また、複数市町村による共同設置を目指す市町村に対しては、上述の「手引き」も参考に、また家庭裁判所の管轄をも考慮しつつ、近隣自治体間の調整が円滑に進むよう、必要な助言等をお願いしたい。

③都道府県下における施策推進状況の把握等

各都道府県におかれては、都道府県下の市町村の施策の推進状況を継続的に把握・評価するとともに、都道府県を基本単位とする司法関係機関・専門職団体・社会福祉協議会等との連携推進を含め、都道府県下の施策の着実な推進に配慮いただき、必要に応じ、国に報告・相談いただくようお願いしたい。

国としては、基本計画(平成29年度から平成33年度まで)中間年度である平成31年度に課題の整理・検討を行うこととしており(基本計画p.7参照)、平成

30年度における各都道府県内の施策の進捗状況及び都道府県としての取組についても、必要な調査等を行っていく考えであり、ご協力をお願いしたい。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 －制度開始時・開始後における身上保護の充実－</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。
<p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ○地域連携ネットワークの基本的仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備) ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備) ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等 <ul style="list-style-type: none"> ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果 ◎中核機関の設置・運営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討) ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置) ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意) <p>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p>

3

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 －安心してできる環境整備－</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。 ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等 ○国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

4

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。